附則第十四条の表第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条の十三第一項、第四十三条の十四第一項、第五十七条第一項、第五十八条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条の十六第一項及び第七十六条の十七第一項の項の次に次のように加える。

第四十二条第三項、第四十三条の十四第三項、第五十八条第三項、第七十五条第三項及び第七十六条の十七第三項	三　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者にあつては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書	三　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者にあつては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書 四　新法第九十八条第四項ただし書に該当するときは、受給権者の年金証書（年金証書を添えることができないときは、その事由書）

附則第二十一条の表第六十一条第二項第一号の項の次に次のように加える。

第六十二条	老齢年金受給者ハ	老齢年金受給者（厚生労働大臣ガ住民基本台帳法第三十条の七第三項ノ規定ニ依リ当該受給権者ニ係ル本人確認情報ノ提供ヲ受クルコトヲ得ル者ヲ除ク）ハ

附則第二十一条の表第六十六条第二項第三号の項の次に次のように加える。

第六十六条第二項	五　払渡シヲ受クル機関ニ金融機関ヲ希望スル者ナルトキハ預金通帳ノ記号番号ノ当該払渡希望金融機関ノ証明書	五　払渡シヲ受クル機関ニ金融機関ヲ希望スル者ナルトキハ預金通帳ノ記号番号ノ当該払渡希望金融機関ノ証明書 六　新厚生年金保険法第九十八条第四項但書ニ該当スルトキハ老齢年金証書（老齢年金証書ヲ添附スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書）

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第四条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七十三条第三項に次の一号を加える。

四　厚生年金保険法第九十八条第四項ただし書に該当するときは、年金証書（年金証書を添えることができないときは、その事由書）

附則第七十四条の二第一項中「法第三十六条第三項の規定により年金を支払う月（以下「支払期月」という。）の前月（同項ただし書の規定により年金を支払う場合には、その月とし、厚生年金保険の被保険者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百三十五条第二項に規定する特別徴収対象被保険者にあっては、厚生労働大臣が指定する月とする。）において」を「毎月」に改め、「当該支払期月に支給する」を削り、同項ただし書を削り、同条第三項中「、受給権者の生存」の下に「若しくは死亡」を加える。

附則第七十六条の二第一項中「受給権者は」を「受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は」に改める。

附則第七十七条に次の一項を加える。

4　厚生年金保険法施行規則第四十一条第四項及び第五項の規定は、第一項の届出について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行日前に住所の変更又は死亡があった場合における住所の変更の届出又は死亡の届出については、なお従前の例による。

（旧国民年金法による年金たる給付の届出）

第三条　第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則第二十四条第五項及び第六項の規定は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）、通算老齢年金、障害年金及び寡婦年金について準用する。

（旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の届出）

第四条　第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則（以下「新厚生年金保険法施行規則」という。）第四十一条第四項及び第五項の規定は、昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金について準用する。

（旧船員保険法による年金たる保険給付の届出）

第五条　新厚生年金保険法施行規則第四十一条第四項及び第五項の規定は、昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金について準用する。

告　示

○財務省告示第百五十一号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件（平成二十三年四月財務省告示第百十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年五月二日から適用する。

平成二十三年五月十日　　財務大臣　野田　佳彦

別表　1　一般会計　(1)　歳出予算（繰越経費を含む。）を次のように改める。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	地域自主戦略推進費 地域再生推進費 沖縄振興自主戦略推進費 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費のうち 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助金 沖縄北部活性化特別振興事業費のうち 沖縄北部活性化特別振興事業費補助金 沖縄教育振興事業費 沖縄開発事業費 沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費 沖縄治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入 沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入 沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入